

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続

#### IV. 経理処理について

- 1. 委託費の計上費目 P. 66
- 2. 経費計上の注意点 P. 66
- 3. 経理処理に当たっての注意点 P. 69
- 4. 消費税等の処理 P. 73
- 5. 外注・物品等の調達を行う場合 P. 75
- 6. 自社調達を行う場合 P. 76
- 7. 分室・研究分担先の経理処理 P. 76

- V. 機械装置等費について
- VI. 労務費について
- VII. その他経費について
- VIII. 間接経費について
- IX. 再委託費・共同実施費について
- X. 檢査
- X I. 委託費の支払
- X II. 研究開発資産・知的財産権について
- X III. 成果報告と研究成果の発信
- X IV. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

## 1. 委託費の計上費目

委託業務の実施に伴う経費は、「業務委託費積算基準」(P. 40)の「大項目」、「中項目」に定める区分に従って、整理・計上してください。なお、大学等は大学等用、国研等は国立研究開発法人等用の積算基準に基づいて整理、計上してください。

「10. 経費発生調書」(P. 161)に記載のように、I. 機械装置等費およびIII. その他経費は「月別項目別明細表」**書式X-3** (P. 162)を、II. 労務費は「労務費積算書」**書式VI-10** (P. 121)を使用します。詳細については、別冊の「NEDO委託業務 経費計上の手引き」を参照してください。

大項目	中項目
I. 機械装置等費 (調査委託契約にはありません)	1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費
II. 労務費	1. 研究員費 2. 補助員費
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費
IV. 間接経費	
V. 再委託費・共同実施費	

注) 流用について

委託期間中において、実施計画書の委託費項目別明細表に記載された大項目の経費の執行について、発生額が契約時の金額を下回る項目と契約時の金額を超える項目がある場合、その大項目の間で契約時の金額配分を変更することをいいます。

実施計画に主要な変更を伴わない限り、大項目(I～III)の年度限度額合計の20%を超えない額までは、委託先の裁量で額の配分の変更を行うことができます。20%を超える場合は、実施計画変更届出が必要です。

## 2. 経費計上の注意点

### (1) 経費計上基準

経費計上は、以下の基準で行ってください。一度選択した計上基準は、年度の途中において、原則、変更することはできません。

委託費の区分	経費計上基準
労務費	発生月(従事した月)に計上
労務費以外	支払ベース、検収ベースのいずれかを選択

「検収ベース」とは、支払債務が確定した時点で経費計上することをいいます。見積書や注文請書等により金額が確認できる場合であって、物品の納入や役務の履行等について検収行為を行うことによって支払債務が確定し、検収ベースの経費計上が可能となります。
「支払ベース」とは、検収後に支払が発生した時点で経費計上することをいいます。現金支払の場合は領収書の日付、金融機関からの振込支払の場合は振込日で経費計上します。ただし、前払等の検収を伴わない支払については、検収時点(精算金の支払がある場合は、精算支払時点まで一括)の計上となります。

### 旅費の場合の支払ベース、検収ベースの考え方

検収ベース	検収日は、出張者の帰着日または出張者が事業所内で旅費を精算した日などとし、事業者で統一した日としてください。
支払ベース	個別支払い毎あるいは精算支払時での一括計上

経費計上の特例：上記経費計上基準に係わらず、原則、以下の基準で行ってください。

特例時期	経費計上基準		
複数年度契約の中間年度末(3月分)	検収ベース【下表参照】		
契約期間の最終月	支払ベース*		

\*相当の事由がある場合(次頁(4)参照)は、検収ベースで経費計上することができます。

### <複数年度契約における中間年度末(3月分)の経費計上 整理表> (中間実績報告書に3／31までの発生経費を計上する場合)

委託費項目	検収・支払等の発生日		計上する年度		計上時期 基準日
	～3月31日	4月1日～	N1年度 中間年度末	N2年度	
I. 機械装置等費	発注・検収	支払	○	×	検収日
	発注	検収・支払	×	○	
II. 労務費	発生	検収・支払	○	×	発生日
III. その他経費	1. 消耗品費	発注・検収	支払	○	×
	2. 外注費	発注	検収・支払	×	○
	3. 旅費	出張終了	精算	○	×
		出張出発	出張終了・精算	×	○
IV. 諸経費	委員会費	開催	支払	○	×
	光熱水料	検収	支払	○	×
	借料	検収	支払	○	×
	報告書等作成費、会議費、通信費、図書資料費、通訳翻訳費、運送費	発注・検収	支払	○	×
		発注	検収・支払	×	○
					検収日

### (2) 経費計上の基本的な考え方

経費の計上に際しては、NEDO事業の経理処理5つの原則(P. 19)のほか、法令・社内規程(物品購買フロー、旅費規程等)に即した適正な処理を心掛けてください。極力、委託先等の経理処理を尊重し、NEDOの経費のみに係る個別作業は、必要最小限に留めます。

### (3)留意点

- ① 委託費は、委託業務に直接必要な経費に限るため、例えば以下の経費は対象外となります。
- ア. 経理事務に従事する場合の人事費および経理事務のために発生した経費
  - イ. NEDOの検査受検時の経費
  - ウ. 再委託先等の検査に係る経費(旅費を除く)
  - エ. 成果に関する資料の作成、NEDO主催の評価委員会等(ステージゲート等含む)やその他会議への出席およびそれらに必要な資料作成等(委託契約約款第51条第1号から第4号の協力事項に係る経費)、および上記に関する労務費、旅費等諸経費。ただし、成果報告書および中間年報の作成費用(製本、印刷代、労務費等)は計上可。
  - オ. 経済産業省またはNEDOとの研究開発に直接関係のない事務的な打ち合わせに係る経費
  - カ. 金融機関への振込手数料、代引き手数料、学会登録料、為替差損、特許出願に係る経費(VII. 4. (12)(P. 133)該当経費を除く)等
- ② 送料が調達価格と別立になつてない場合および海外物品等の調達の際に発生し得る関税は、調達に係る付帯経費として該当する費目に含めて構いません。  
(送料がスポット的に発生する場合、または新たに物品等を調達する際に調達価格と別立になつている場合には、運送費に計上します。VII. 4. (7)運送費(P. 131)参照)

IV

### (4)経費計上を認める期間

原則、委託期間中に発注し、かつ支払が完了したものを委託費とします。



※上記、事例5は、支払が委託期間外になることから本来、経費計上できませんが、例外として、以下の要件を満たす場合、委託費として認められます。

#### ◇業務委託費積算基準 第2

委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであつて、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるものうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。

#### (相当の事由の具体例)

- ア. 労務費:給与等の支払いが月末締の翌月になる場合多いため。
- イ. その他経費:研究の進捗上緊急を要し、委託期間の終了直前に経費が発生したが、経理処理の都合上、委託期間中の支払いが困難なもの。
- ウ. 成果報告書等作成費(P. 132(10)①エ. を参照)。

### 3. 経理処理に当たっての注意点

#### (1) 支出内容を証明する書類

支出内容を証明する書類として、委託先の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類(オンライン発注等の場合は、データで確認可)を用意してください。検査時に確認します。

#### (2) 支払について

支払方法は、以下のとおりとします(金額は消費税込)。なお、法令等により支払方法が定められているものについては、当該法令等に基づく支払方法が優先されます。

- ・50万円未満:現金払いまたは金融機関からの振込を原則とします。
- ・50万円以上:金融機関からの振込を原則とします。

##### ① 手形取引

手形払は、不渡りになる場合や振出しから決済までの期間が長い等、不確定要素が高いため、原則認めていません。

##### ② クレジットカード

委託先の規程に従った法人・個人のクレジットカードの使用を認めています。ただし、使用・支払に係る証拠書類の確認と、委託期間終了日の翌月末日までの支払完了が条件になります。

##### ③ 振込手数料、代引き手数料

金融機関への振込手数料や運送会社等への代引き手数料は、委託費として認められません。(ただし、振込手数料、代引き手数料を取引先で負担しており、本体価格の内数になっている場合は除く。)

##### ④ 支払事実の確認について

支払方法に応じて、領収書や通帳、振込金受領書等により支払事実および支払日を確認します。

なお、振込金受領書等が電子決済により作成されない場合は、事業者作成の「振込依頼電子データ」にて確認しますので、データの保存をお願いします。(ファーム・インターネットバンキングなど)をいう)

この時、振り込みデータシステムは、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ア. 検査対象者内部での決裁完了後、取引データが銀行へ送信されるシステムになっていること。
- イ. 送信される際にデータの改ざんができないシステムになっていること。

「振込依頼電子データ」が存在しない場合(容易に提示できない場合を含む)、エビデンスに付随する社内決裁資料を確認します。

当該委託事業に係る経費を他の経費と合算して振り込んだ場合は、内訳が分かるようにしてください。(NEDO業務分××円、自社業務分××円)

なお、必要に応じて支払の事実の裏付けとして、通帳等を確認する場合があります。また、委託先から納品企業への決済処理において、相殺決済(ネットティング)やファクタリングが導入されている時は、次頁⑤⑥それぞれのすべての条件を満たす場合に限り、その取扱いを可能とします。検査時に委託先の支払債務や支払事実を確認しますので、ファクタリングの適用の可否については、あらかじめプロジェクト担当部へご相談ください。

## ⑤ 相殺決済

- ・二者間で債権債務の相殺を行うもの(バイラテラル・ネットティング)であること。
- ・相殺請求書ならびに明細書またはそれに代わる証憑類の提示により、委託事業における個別の支払債務額が特定できること。
- ・相殺領収書または、それに代わる証憑類の提示により、委託先による支払事実が確認できること。
- ・委託期間終了前の請求経費の支払期限を、委託期間終了日の翌月末日までとすることができること。

注)相殺決済とは‥

企業間の取引に伴う受取債権と支払債務を相互に相殺し、ネット債権・債務のみを決済する方式。

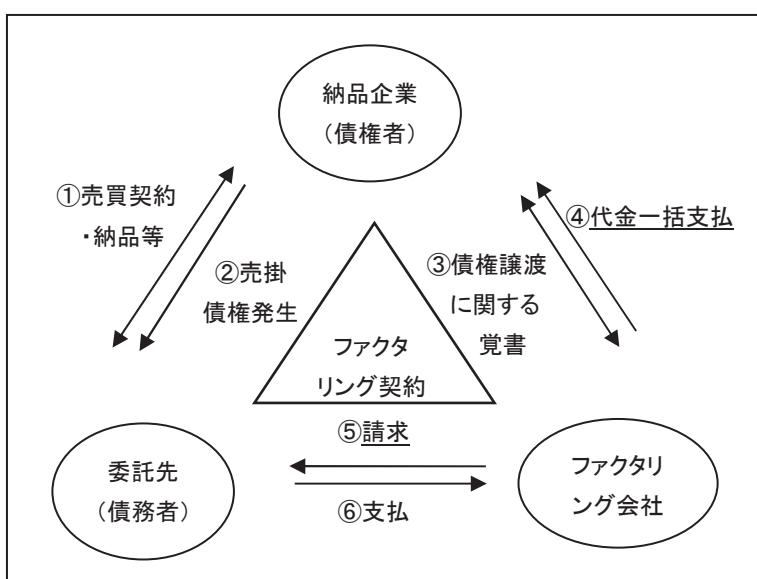
## ⑥ ファクタリング

- ・債権者(納品企業)から新債権者(ファクタリング会社)へ債権譲渡が行われ、委託事業における個別の支払債務額および新債権者を契約書、債権譲渡通知書または債権譲渡承諾書などで確認できること。
- ・NEDO事業に関する取引は新債権者(ファクタリング会社)が委託先に請求する額と同額が新債権者(ファクタリング会社)から債権者(納品業者)に支払われる契約であること。
- ・新債権者(ファクタリング会社)から委託先へ債権譲渡にもとづく「請求書」またはそれに代わる証憑類の提示に基づき、委託先による支払い事実が確認できること。
- ・委託期間終了前の請求経費の支払期限を、委託期間終了日の翌月末日までとすることができること。

注)ファクタリングとは‥

納品企業が委託先に対して有する売掛債権(委託先側からは買掛債務)をファクタリング会社へ譲渡・売却して早期に資金化を図るもので、委託先の支払は納品企業ではなく、ファクタリング会社となる。

[ファクタリングの基本型]



(3) 外貨の円換算について

項目	計上時	積算時
①外国企業・大学等に再委託する場合	NEDOとの契約書中に定める約定為替レート	実施計画書の作成依頼月の直前3ヶ月の平均レート
②外貨を使用する場合 (海外への外注、設備の調達、海外出張等)	委託先の社内規程による (社内で使用する為替レート)	

平均レート表は、NEDOホームページ(<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/rate.html>)に掲載していますので、ご利用ください。

(4) 海外の付加価値税(VAT)について

海外の事業等においてVATを支払い、直接経費に計上した場合において、VATの還付を受けられた際は、還付手続きに要した経費を差し引いた残余金額をNEDOへ返納していただきますので、速やかにプロジェクト担当部にご連絡ください。

なお、購入に要した費用および製作に要した経費については、個々の費用によって、課税、不課税に分かれる可能性がありますので、都度ご相談ください。

(5) 委託業務の遂行により生じる副生物について

委託業務を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合、①委託先からNEDOへの申出、②NEDOから委託先へ副生物の処分方法の指示、③委託先からNEDOへ処分後の報告、④NEDOから委託先へ処分収入の納付請求の手順を経て、NEDOへ納付することになります。

なお、副生物の種類や内容に応じて、必要な手続きが異なることから、まずはプロジェクト担当部にご相談ください。

(6) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価等	端数処理
①自社調達による利益排除を経常利益率で行う場合	小数点以下第2位を切上
②内税方式において消費税を割り戻す場合の円未満の端数処理	委託先の社内規程等によります
③外貨を使用する場合の円換算の円未満の端数処理	委託先の社内規程等によります
④従事時間の算出	小数点以下第3位を切捨
⑤上記以外の小数点以下の端数処理	切捨

(7) 機械装置等製作・購入費と消耗品の区分

機械装置等の製作・購入については、「取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のもの」は「I. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費」に、それ以外の「取得価額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満のもの」は「III. その他経費 1. 消耗品費」に計上します。これをまとめれば、次表のとおりです。

<取得価額(消費税込)>

取得価額	使用可能期間	1年未満	1年以上
50万円以上	消耗品費		機械装置等製作・購入費(資産はNEDOに帰属:NEDOへの資産登録が必要)
10万円以上50万円未満			機械装置等製作・購入費 (資産は委託先に帰属)
10万円未満			消耗品費

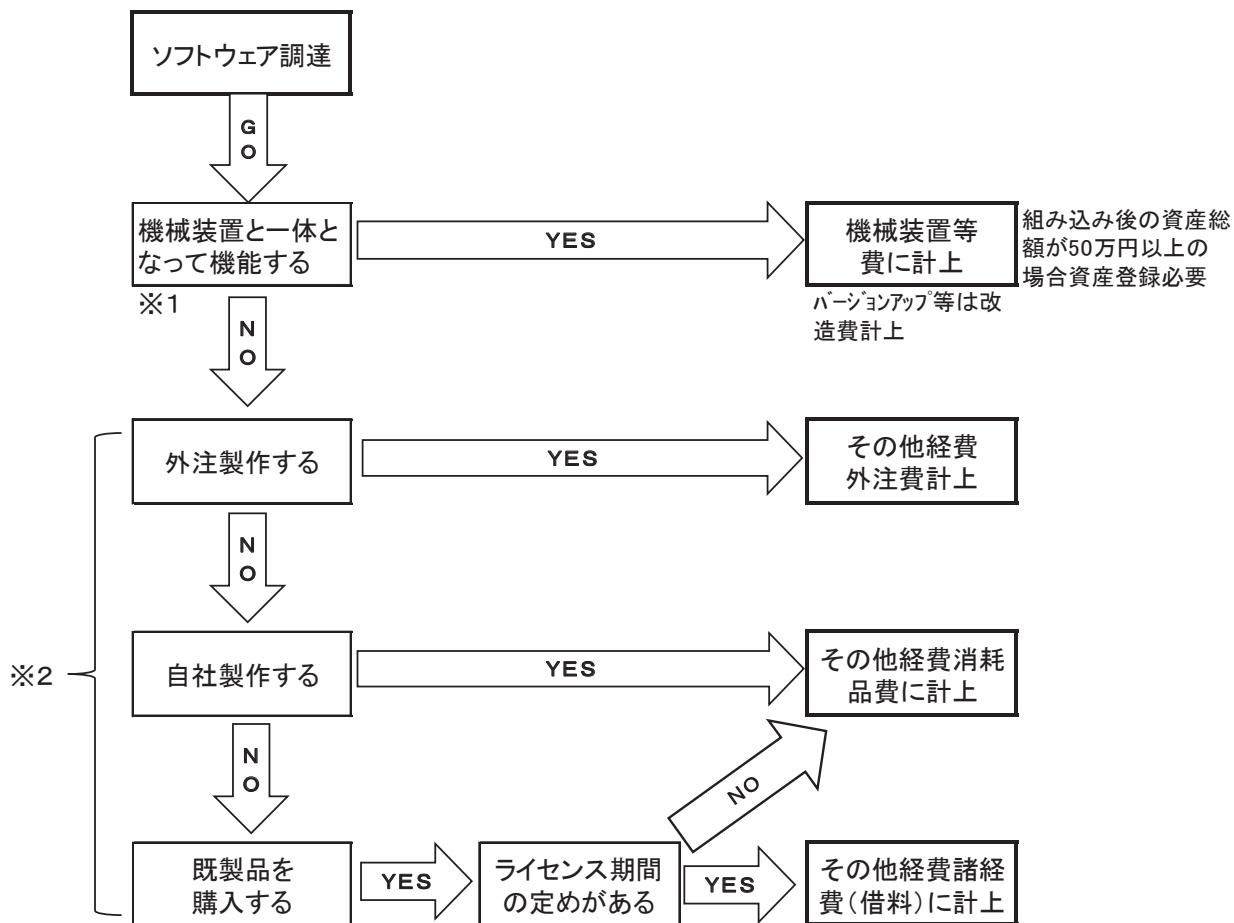
## (8)ソフトウェアの計上費目について

ソフトウェアは、上記(7)にかかわらず、その用途により、計上する費目が異なりますので、注意してください。

用途	計上費目
① 機械装置等と一体となって機能するもの	I . 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費
② 単独で動作するもので、自社で製作したものおよび購入したもの	III. その他経費 1. 消耗品費
③ 単独で動作するもので、外注したもの	III. その他経費 3. 外注費
④ ライセンス期間が定められているもの	III. その他経費 4. 諸経費 (4) 借料

## IV

### ソフトウェアの経費計上に係るYES・NOチャート



※1 機械装置等に組み込まれ一体として機能するソフトウェアは、調達方法にかかわらず、機械装置と一体の資産となりますので、機械装置費に計上します。一体として機能するソフトウェアとは、組み込まれる機械装置自身の機能を発揮させるために必要なものをイメージしてください。

※2 上記※1以外の単体で機能するソフトウェアについては、調達方法に応じてそれぞれの経費費目に計上します。単体で機能するソフトウェアとは、一般的なパソコン上で使用しても、そのソフトウェア自身の機能を発揮するもので、CAD、解析ソフトのようなものをイメージしてください。

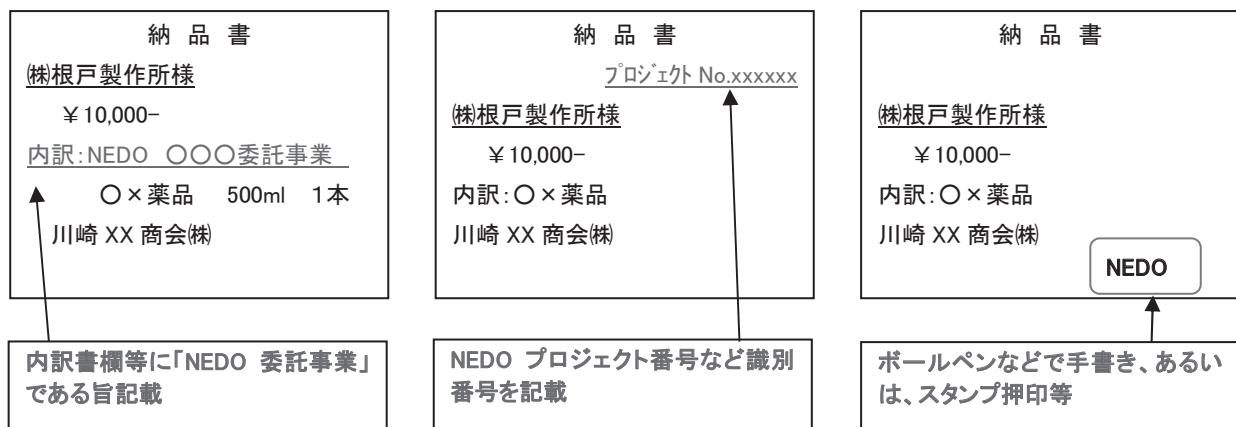
### (9) 支出内容を証明する書類

委託先の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類を用意してください。検査時に確認します。

委託業務契約約款第6条に定める通り、当該委託業務に要する経費に関しては専用の帳簿を備える必要があります。当該委託業務専用の帳簿に計上する領収書等の書類は、他の経費と混同しないように、内訳にNEDO事業であることを記載するなど当該委託業務であることを示す目印等をつけておくことを奨励いたします。

具体的な明示方法としては、以下が考えられます。

- ①領収書、納品書等へNEDO事業である旨の記載
- ②経費区分が特定できる事業コード番号等を記載
- ③「NEDO」等の表記をボールペンで記載、あるいは、スタンプ等で押印



### (10) 月別項目別明細表の記載

一契約200万円以上(税込)の場合、月別項目別明細表に購入相手先、法人番号を記載してください。

なお、法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)などを活用して記載してください。

## 4. 消費税等の処理

### (1) 基本的な考え方

委託契約は、「役務の提供」に該当するため、委託契約全体が消費税および地方消費税(以下「消費税等」)の課税対象となります。したがって、消費税抜きの委託費の合計(実施計画書の積算項目I～Vの合計)に消費税率を乗じて、消費税等を計上します。

#### ① 免税事業者等※の場合

委託先等が消費税等の免税事業者等の場合は、内税方式としますが、消費税等額は実際に支払われた分のみが計上対象です。したがって、課税対象の経費については消費税等を含む取引価格で計上し、不(非)課税対象の経費についてはそのままの取引価格(消費税相当分を加算しない)を計上してください。積算例をP.36に示します。

※消費税の課税事業者か免税事業者となるかは、具体的には国税庁のホームページ等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等にご確認ください。

また、国または地方公共団体(一部事務組合・広域連合等含む)が一般会計に係る業務として行う事業(消費税法第60条第6項適用の場合)については、免税事業者と同様の取扱とします。よって、不(非)課税取引に係る消費税相当額については、課税計上できません。

## ② 有限責任事業組合(LLP)の場合

委託先が有限責任事業組合(LLP)の場合は、構成員課税が適用されるため、以下の通りとします。

ア. 有限責任事業組合の全構成組合員が免税事業者の場合、経費計上は消費税を含む取引価格で計上します。(不(非)課税の項目の場合、消費税は計上しません。)

イ. 有限責任事業組合の構成組合員に消費税の課税事業者が含まれる場合は、当該有限責任事業組合を課税事業者とみなして、委託費の合計に消費税率を乗じて、消費税等を計上します。

## (2)留意点

①消費税法では、給与を対価とする役務の提供は、課税対象になりませんが、報酬を対価とする役務の提供は課税の対象となります。例えば、専門的知識・技能等に基づく役務提供は、報酬を対価とする役務の提供に該当し、消費税課税対象となります。

②消費税等の課税事業者として委託契約を締結した場合で、委託業務期間において、免税事業者等として取り扱われる期間があった場合は、速やかにプロジェクト担当部に連絡するとともに、非(不)課税対象の項目に係る消費税相当額については減額とします。また、事業期間終了後に遡及して免税事業者等として取り扱われることとなった場合も、同様の取扱としますのでプロジェクト担当部に連絡してください。

③委員会の委員等に対する謝金、手当等の報酬に係る消費税の取扱いは、委託先の社内規程によるものとします。

④学会参加費の消費税区分は、それぞれの学会の処理方法に従ってください。

⑤国内で発生する以下の経費は、通常支払われる金額が消費税込の金額であるため、消費税額を控除した額を計上してください。

ア. 国内出張における旅費(日当、宿泊費、交通機関の運賃)

(ただし、早出・遅着日当などで、税務当局より給与としての取扱いを受け、源泉税の支払対象となっているものは除きます。)

イ. 海外出張における支度料、予防注射料、国内交通費、国内の空港使用料、発券手数料

⑥海外出張における海外での旅費については、消費税の課税対象になりませんので、支出額をそのまま計上します。(航空運賃(燃油サーチャージ含む)、海外での空港使用料、交通費、日当、宿泊費等)

⑦海外出張において、現地国の法令により課税される場合がありますが、海外の税金等に関しては税額控除する必要はありません。

## 5. 外注・物品等の調達を行う場合

<基本的な考え方>

請負工事、外注、物品等の調達は、委託先等が定めた規程に基づいて行ってください。ただし、1契約が200万円以上(消費税込)の場合は、必要とする仕様を定めた上で経済性を確保する観点から、委託先等の規程にかかわらず、競争原理を用いた2者以上の相見積(見積競争)を原則とします。

※100%子会社等を含む場合でも2者以上の相見積が原則です。

### (1) 例外

1契約が200万円以上(消費税込)の機種または業者を選定して発注する必要がある場合は、「選定理由書」**書式IV-1**(P. 77)により当該機種を選定した理由や相見積を行わない理由を明確にし、価格の妥当性についても説明してください(P. 77参照)。

- ① 機種を選定する場合には、同等品、類似品との性能比較を行った結果、当該機種を選定した理由を具体的に説明してください。当該機種を複数の業者から調達が可能な場合は相見積も実施してください。
- ② 業者を選定する場合には、選定理由を具体的に説明してください。代理店が1社に特定されている場合は必ず代理店証明書が必要です。

(2) 帳票類に、購入した品名が○○一式として記載されている場合は、その内訳を帳票類に補記してください。

(3) 委託項目の本質的な部分(研究開発要素のある業務)は、外注することはできません。外注する内容については、十分検討してください。

(4) 特に、機械装置等費や外注費においては、購入する物品、サービス、仕様等の内容を明確にする必要がありますので、必要に応じて、見積仕様書、発注仕様書を作成するよう心掛けてください。検査時に仕様が明確かどうかを確認します。

### (5) 1契約の取扱い

派遣契約、リース契約、賃貸借契約のような期間を定める契約においては、契約開始から終了までを1つの契約として取り扱います。契約金額(契約期間における総見込支払額)が200万円以上の場合は、2者以上の相見積(見積競争)を行ってください。

業者間で、年間包括／価格協定契約等を締結して発注を行う場合は、原則として発注単位毎に1契約とみなします。ただし、合理的根拠を欠く分割発注により発注金額を200万円未満とすることは認められません。

機械装置等製作・購入の際、一契約の扱いについては、法令、社内規程等に即した適切かつ効率的な契約を行ってください。

旅費については、研究員1名・1回毎の出張手配を1契約として取り扱います。

IV

## 6. 自社調達を行う場合

委託先等の自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行います。経費の計上には、製造原価または仕入原価を用います。委託先において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

カタログ商品等一般に販売している商品での利益相当分の排除は、まず以下のアの方法で原価を計上しますが、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、次にイの方法を、イの方法が存在しない場合は、ウの方法を選択してください。

ウの場合は、事業開始時点(継続中の事業では毎年4月1日時点)での最新の確定決算における値を使用し、当該年度中適用します。

ア. 製造原価または仕入原価を証明する方法
イ. 自社で当該年度適用の利益率または手数料等を取り決めている場合は、その率
ウ. 経常利益率(経常利益／売上高、%表示の小数点以下第2位を切上)で利益排除を行う方法。ただし、決算書上の経常利益が赤字の場合は、利益排除の必要はありません。

IV

## 7. 分室・研究分担先の経理処理

### (1) 分室

委託先が委託業務を実施するに当たって、委託先の分室を置いている協力企業に対し委託事業の事務処理業務を委任する時は、委託先と協力企業との間で、「事務委任契約書」または「事務委任協定書」等、業務の一部を委任することを明確にした書類を取り交わしていくことが必要です。

この場合、委託事業に係る業務管理および経理処理事務について、協力企業の定めるところにより処理することができ、会計証拠書類についても協力企業名で処理することができます。間接経费率は協力企業における間接経费率を適用します。

### (2) 技術研究組合における研究分担先

技術研究組合における組合員である企業等が分担して研究を行う場合の経理処理は、研究協力契約などにより、その企業単位において、経理処理を行うことができます。この場合、経費発生調書について、その分担企業等の単位での作成が必要です。

ただし、組合員(分担企業等)の間接経费率については、技術研究組合の間接経费率を上限とします。大学等が組合員となつた場合であっても大学・国立研究開発法人等用の契約約款を適用することはできません。従って、委託先である組合の経費計上方法が適用され、間接経费率については、技術研究組合の間接経费率を上限とします。(大学等の間接経费率は適用されません。)

20 年 月 日

## 選定理由書

1. 品名:

2. 選定品: ・物品の場合はメーカー名、製品名、型式番号等、役務(請負工事、外注等)の場合は主な仕様を記載してください。

3. 選定先業者:

4. 研究及び物品の概要等:

- ・実施する研究内容を記載した上で、当該選定品の研究遂行上の必要性、利用目的を記載してください。
- ・選定品が物品の場合、必要不可欠な機能、性能等の仕様や納期等の条件を記載し、表等を用いて選定した理由を記載してください。

比較項目	選定品	類似品		
	製品A	製品B	製品C	製品D
○○機能	○	○	○	×
□□機能(加工精度●nm 以下)	20	10	100	20
納期(●ヶ月以内)	1ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	1ヶ月

5. 業者選定理由及び価格の妥当性(機種選定理由書の場合で、当該特定製品の相見積を行う際は記載不要):

(業者選定理由)

- ・業者が1社に特定される理由を具体的に記載してください。以下の例を選択するのではなく、当該選定に至った具体的な理由を詳細に記載してください。なお、単に過去に納入実績がある等の理由のみでは認められません。

(例)

- ・選定品の販売代理店が1社のみである。(代理店証明書を添付)
- ・研究で得られるデータの連続性を確保するために必要不可欠かつ代替できない特殊機器、材料、ソフトウェア等であり、当該物品の販売が1社のみである。
- ・研究で使用している機器、ソフトウェアとの互換性を確保するために必要不可欠かつ代替できない特殊機器、材料、ソフトウェア等であり、当該物品の販売が1社のみである。
- ・既に購入した機器、プログラム等の保守、修理、改造等を行うにあたり、当該機器等のメーカー以外から調達した場合、機器等の使用に支障が生じる恐れがある。
- ・技術的なノウハウ流出の防止を目的として既に自事業において選定業者との契約等があり、別の業者から購入した場合、ノウハウ流出の恐れがある。

(価格の妥当性)

- ・価格の妥当性について、表等を用いて詳細に説明してください。

(例)

- ・過去に購入実績のある同等品や類似品との価格の比較。
- ・過去に同様の外注等を行った場合、過去の見積書等に記載された工数、単価の比較。
- ・カタログに定価表が示されている場合、その価格。

